

広島県感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第1期）及び
広島県大規模施設等協力金のリーフレット作成について

令和3年5月19日
健康福祉局
商工労働局

1 要旨

事業者への制度周知を図るため、広島県感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第1期）及び広島県大規模施設等協力金の概要を記載したリーフレットを作成した。

2 内容

- ①広島県感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第1期）【流川・薬研堀地区】
- ②広島県感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第1期）【広島県内全域】
- ③広島県大規模施設等協力金

3 活用方法

- ・県ホームページへの掲載
- ・市町への情報提供
- ・商工団体への情報提供

◆感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年5月12日から令和3年6月1日を令和3年度第1期として、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)を支給いたします。令和3年度第1期(5/12～6/1)は、これまで「期間の全日」において、県の要請に協力することを要件としていましたが、緊急事態措置の適用により、次の3つの期間に区分し、「それぞれの期間ごとで全日」協力することが要件となりました。

- ・期間A:5月12日～5月15日
- ・期間B:5月16日～5月31日
- ・期間C:6月1日

※期間A, B, Cのうち1期間のみの申請も可能です。
期間ごとに算出した申請額を合計して申請してください。

◆対象者

次のいずれにも該当する事業者が対象です。

- (1) 飲食店の店舗が要請対象エリアに所在していること。
- (2) 「酒類」を提供する飲食店(飲食店営業許可「1類」または「3類」)で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
- (3) 要請前に20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること)。
- (4) 「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。

※緊急事態宣言中における流川・薬研堀地区において、酒類を提供しない飲食店や要請前に20時より早く閉店していた酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は、県内全域の協力支援金の適用となります。

◆支給要件

支給要件は、それぞれの期間によって異なります。

【期間A(5/12～5/15)】

- ・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。
- ・20時までの時短営業(酒類の提供11時～19時)を行った場合、時間短縮申請となります。
- ※ 1日でも通常営業(20時を超えて営業)を行った場合には、支給できません。

【期間B(5/16～5/31)】

期間の全日、酒類・カラオケ設備の提供を行わないことが要件となります。

- ・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。
- ・20時までの時短営業(酒類、カラオケ設備の提供なし)を行った場合、時間短縮申請となります。
- ※ 1日でも通常営業(20時を超えて営業)を行った場合には、支給できません。

【期間C(6/1)】

- ・休業か20時までの時短営業(酒類の提供11時～19時)のどちらかになります。
- ※ 通常営業(20時を超えて営業)を行った場合には、支給できません。

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業扱いとなります。

令和3年度第1期 流川・薬研堀地区

感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)に関するご案内
※要請期間は、令和3年5月12日～令和3年6月1日です。

◆対象エリア

広島市中区
○胡町1番～5番
○堀川町1番～4番
○三川町1番・8番・9番
○新天地1番・6番・7番
○流川町・薬研堀・銀山町・弥生町・田中町・西平塚町のすべてのエリア



(出典：国土地理院の地理院地図)

◆支給額

期間A(5月12日～5月15日), 期間C(6月1日)

【中小企業】	PCR受検無	PCR受検有	【大企業】	PCR受検無	PCR受検有
時短	1.5～4.5万円/日	2.0～6.0万円/日	時短	最大10万円/日	最大15万円/日
休業	2.0～6.0万円/日	2.5～7.5万円/日	休業	最大15万円/日	最大20万円/日

期間B(5月16日～5月31日)(緊急事態措置期間)

【中小企業】	PCR受検無	PCR受検有	【大企業】	PCR受検無	PCR受検有
時短	3.0～9.0万円/日	3.5～9.5万円/日	時短	最大19万円/日	最大19.5万円/日
休業	3.5～9.5万円/日	4.0～10.0万円/日	休業	最大19.5万円/日	最大20万円/日

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。

◆申請手続

(1)申請方法

電子申請又は郵送(簡易書留等、配達記録が分かる方法で郵送してください。)

(2)申請に必要な書類

※申請書類等については、6月2日(水)までにホームページにて公表します。

詳しくはこちらのURLをご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-nagarekawa.html>



◆申請受付期間 令和3年6月2日(水)～令和3年6月30日(水)

申請書類は、6月2日(水)までに、順次ホームページにて公表します。

◆問い合わせ先 広島県協力支援金センター 082-248-6851

(9時30分～12時, 13時～17時) ※土日, 祝日を除く

5月22日からの予定

月・水・金(9時30分～12時, 13時～20時)

火・木・土(9時30分～12時, 13時～17時) ※日, 祝日を除く

◆感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和3年5月16日から令和3年6月1日を令和3年度第1期として、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)を支給いたします。

令和3年度第1期(5/16～6/1)は、緊急事態措置期間(5/16～5/31)、その他の期間(6/1)の、それぞれの期間の「全日」、協力することが要件です。

※準備期間のために、協力開始が5月16日に間に合わない場合でも、5月19日までに協力を開始し、5月31日までのすべての日において協力した場合、要件を満たします。ただし、準備期間(協力を行っていない日)については、支給できません。なお、協力開始日がいずれの日の場合も、当日深夜0時が要請開始時間となります。

※期間5/16～5/31、期間6/1どちらか1期間のみの申請も可能です。
期間ごとに算出した申請額を合計して申請してください。

◆対象者

次のいずれにも該当する事業者が対象です。

- (1) 飲食店の店舗が広島県内に所在していること。
- (2) 飲食店(飲食店営業許可「1類」または「3類」、または喫茶店営業許可「1類」)で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
- (3) 「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」もしくは「要請前に20時から5時までの間に営業を行っている飲食店(閉店時間が20時以降であること。)」
- (4) 「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。

※流川・薬研堀地区の店舗で、この区分(県内全域)の対象となるのは、酒類を提供しない飲食店や要請前に20時より早く閉店していた酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店となります。

※流川・薬研堀地区の対象店舗は、この区分(県内全域)での申請はできません。

◆支給要件

支給要件は、それぞれの期間によって異なります。

【緊急事態措置期間(5/16～5/31)】

期間の全日、酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことが要件となります。

- ・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。
 - ・20時までの時短営業(酒類、カラオケ設備の提供なし)を行った場合、時間短縮申請となります。
- ※ 準備期間を利用の場合を除き、1日でも20時を超えて営業を行った場合には、支給できません。

【その他の期間(6/1)】

- ・休業か20時までの時短営業(酒類の提供11時～19時)のどちらかになります。
- ※ 20時を超えて営業を行った場合には、支給できません。

※ 要請前の閉店時間が20時以降で、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、対象になります。(休業した場合でも、時短の金額で計算します。)

※ 要請前の閉店時間が20時より早い閉店で、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店は、休業した場合のみ対象(時短の場合は対象外。)となります。

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。

◆対象エリア

広島県内全域

◆支給額

緊急事態措置期間(5/16～5/31)

	【中小企業】	【大企業】
時短	3.0～9.0万円/日	最大19万円/日
休業	3.5～9.5万円/日	最大19.5万円/日

その他の期間(6/1)

	【中小企業】	【大企業】
時短	1.5～4.5万円/日	最大10万円/日
休業	2.0～6.0万円/日	最大15万円/日

※要請前の閉店時間が20時以降で、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、休業した場合でも、時短の金額で計算します。

※要請前の閉店時間が20時より早い閉店で、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店は、休業した場合のみ対象(時短の場合は対象外。)となります。

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。

◆申請手続

(1)申請方法

電子申請、郵送(簡易書留等、配達記録が分かる方法で郵送してください。)

(2)申請に必要な書類

※申請書類等については、6月2日(水)までにホームページにて公表します。

詳しくはこちらのURLをご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-zeniki.html>



◆申請受付期間

令和3年6月2日(水)～令和3年6月30日(水)

申請書類は、6月2日(水)までに、順次ホームページにて公表します。

◆問い合わせ先

広島県協力支援金センター 082-248-6851

(9時30分～12時, 13時～17時) ※土日, 祝日を除く

5月22日からの予定

月・水・金(9時30分～12時, 13時～20時)

火・木・土(9時30分～12時, 13時～17時) ※日, 祝日を除く

対象者：1,000m²を超える大規模施設およびそこに入居するテナント

◆令和3年度広島県大規模施設等協力金の概要

令和3年5月14日に発令された緊急事態宣言に伴い、広島県では5月16日(※)から5月31日までの全ての日において、『1,000m²を超える大規模施設を運営する事業者』および『大規模施設に入居するテナント事業者』の皆様営業時間の短縮および休業を要請することとし、それに合わせて協力金を支給いたします。

◆対象者(支給要件) ※広島県からの要請は裏面に記載しています

【1,000m²を超える大規模施設を運営する事業者】※次の要件をすべて満たすこと

- ・広島県内において営業している『建築物の床面積が1,000m²を超える要請対象大規模施設』の運営事業者
- ・要請期間中のすべての日で要請に応じた運営事業者

可能な限り5月16日から要請にご協力ください。ただし、準備期間が必要な場合もあるため、協力金の支給要件は5月19日から5月31日までの13日間すべての日で要請に応じられた方とし、それ以前の16日・17日・18日から対応された方は、その日数も対応日数に加算します。

- ・要請期間中に、飲食業に係る協力金を重複して受給していない運営事業者

【大規模施設に入居するテナント事業者】※次の要件をすべて満たすこと

- ・要請に応じている大規模施設から、その一部区画を賃借して出店しているテナント事業者
- ・当該大規模施設が応じている要請期間に準じて、同様の営業時間の短縮や休業を実施したテナント事業者

※当該大規模施設が要請に応じていない場合は、テナント事業者としての支給要件「対象外」です。

- ・要請期間中に、飲食業に係る協力金を重複して受給していないテナント事業者

◆協力金の支給額

【営業時間の短縮の場合】1日あたり給付額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数

【休業の場合】1日あたり給付額×対応日数

	大規模施設	テナント
1日あたり給付額	店舗の床面積 1,000m ² 毎に (一般消費者向け事業の用に直接供する部分の面積) 20万円	店舗の床面積 100m ² 毎に 2万円

◆申請手続(※詳細は決まり次第公表します。申請の受付は要請期間終了後となります。)

(1) 申請方法 【大規模施設による取りまとめ申請の方法も検討しています】

郵送(簡易書留等の配達記録が分かる方法による)または電子申請

(2) 申請に必要な書類(調整中:次に示すような書類を予定しています。)

(大規模施設の運営事業者)

- ①申請書
- ②誓約書
- ③申請された法人の確認書類
- ④床面積(1,000m²を超える)がわかる書類の写し
- ⑤営業時間の短縮および休業の実施内容がわかる写真など
- ⑥振込先口座の通帳の写し

(テナント事業者)

- ①申請書
- ②誓約書
- ③本人確認書類の写し(個人事業主のみ)
- ④大規模施設に出店していることが確認できる書類の写し(賃貸借契約書など)
- ⑤当該大規模施設の営業時間の短縮および休業の実施内容がわかる資料
- ⑥店舗の外観全体(店舗名)および床面積がわかる資料
- ⑦営業時間の短縮および休業の実施内容がわかる資料
- ⑧振込先口座の通帳の写し

◆詳しくは広島県のホームページをご覧ください。

(後日、専用ホームページを立ち上げます。申請はそこから受け付ける予定です。)



◆お問い合わせ 広島県大規模施設等協力金センター 082-225-8516 (9~17時)

5月中は平日・土日対応しています。

広島県からの要請(大規模施設・テナント)

要請期間: 令和3年5月16日(日)0時~5月31日(月)24時

対象区域: 広島県内全域

給付対象施設

■(建築物の床面積の合計が)1,000平方メートルを超える大規模施設

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積1,000㎡超の施設について
①参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設		
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請 ただし、10,000㎡超の施設については、土日の休業を要請 ・いずれも、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く
運動・遊技施設	スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
サービス業(生活必需サービス除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
②イベント関連施設等・イベントを開催する場合がある施設		
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請 ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合(映画館の上映を含む。)は、21時までの営業時間短縮を要請
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	
博物館等	博物館、美術館等	

※①②とも、イベント主催者が開催形態をオンライン配信等としてイベントを実施するために施設を利用する場合には、給付の対象外。

■(上記の)大規模施設に入居するテナント事業者

※飲食店に対する要請については、別途「広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)」でお知らせしています。